

## 徳島県個人情報保護審査会答申第36号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報開示請求

平成27年5月22日、異議申立人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、〇〇〇の相続人として、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の内容の保有個人情報の開示請求を行った。

- ① 平〇年〇月〇日〇〇〇担当（〇〇〇）に息子（〇〇〇）が保護申請の面接の折り、自分の精神的、肉体的状態を書いて提出した用紙。  
（以下「本件請求個人情報1」という。）
- ② 〇月〇日息子が署名、捺印をさせられた書類（平〇年〇月〇日〇〇〇よりお聞きする）  
（以下「本件請求個人情報2」という。）
- ③ 〇月〇日息子に郵送したと言った書類（現在届いていない）（平〇年〇月〇日〇〇〇よりお聞きする）  
（以下「本件請求個人情報3」という。）

#### 2 実施機関の決定

平成27年6月2日、実施機関は、本件請求個人情報1については、取得しておらず不存在である、本件請求個人情報2については、作成しておらず不存在である、本件請求個人情報3については、既に発送しており不存在であるため条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成27年6月12日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成27年6月23日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

文書が不存在とは、誰が管理しているのか。原処分を取消し文書の開示をもとめる。〇〇〇（担当者）の初期対応の悪さが原因か、長男死亡後〇〇〇は、一度も面談に応じず、何の説明もなし。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書、意見陳述書及び口頭による意見陳述を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

##### (1) 本件請求個人情報1について

〇〇〇担当様へと書かれた〇〇〇の遺書には、自分の現状を書いてある手紙を申請時の面談で〇〇〇の当時の担当者〇〇〇に渡したと書いてある。

〇〇〇の〇〇〇、〇〇〇も読んでおり、申請時に提出した用紙と面談記録は、5年間保存されるはずと〇〇〇より聞いている。

不存在ということは公務として保管する以上ありえないことと考える。

##### (2) 本件請求個人情報2について

私は、平成〇年〇月〇日、〇〇〇での〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇との面談の際、〇〇〇からは、〇〇〇が書類を持参して平成〇年〇月〇日〇〇〇のアパートに行き〇〇〇から署名と捺印をもらっている、と聞いている。そして、その文書も公務上保管するものと聞いている。

それ故、不存在ということはあり得ない。

##### (3) 本件請求個人情報3について

平成〇年〇月〇日、〇〇〇での面談の際、〇〇〇から〇〇〇に書類を郵送したと聞いている。

〇〇〇は〇〇〇に送付したため不存在として開示を拒否している。

しかし、同月〇日の〇〇〇が住んでいたアパートの退去日までに、〇〇〇の部屋、当該アパートの管理人、他の住人には届いておらず、郵便局に対しても問い合わせをしたが、そのような文書はどこにも届いていない。

〇〇〇にあるはずである。ないとすると、私たちに〇〇〇は、発送したとの虚偽の事実を言ったこととなり、〇〇〇に対する不信感はつものばかりである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明等を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

#### 1 本件決定の理由等について

(1) 本件処分の根拠

条例第15条第2号に基づき、異議申立人が請求する個人情報を保有していないため、開示請求拒否決定処分としたものである。

(2) 本件処分の理由等

① 本件請求個人情報1については、〇〇〇において取得しておらず、不存在である。

生活保護法（昭和25年法律第144号）等関係法令により、生活保護申請時に提出を必要とする書類は、生活保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書等であり、これらの書類は公文書として保存している。

また、扶養義務者の状況やこれまでの生活歴、職歴、病歴等を保護の申請面接時に口頭による聞き取りで確認しているが、提出を義務づけられている書類ではないため、公文書としては取得しておらず、参考資料としても存在していない。

② 本件請求個人情報2については、生活保護申請却下の手続において、そもそも署名、捺印を行う書類が必要ではないため、〇〇〇として、作成しておらず不存在である。

なお、異議申立人が「〇月〇日息子が署名、捺印をさせられた」と主張する書類が、保護申請取下書を指すのであれば、今回一連の保護申請については、生活保護法等関係法令に基づき却下処分を行ったものであり、その決定を行う際の手続においては、申請人に署名、捺印を求める必要はなく、書類自体が存在しない。

③ 本件請求個人情報3については、生活保護の申請却下通知書と思われるが、平成〇年〇月〇日の決定後に発送したものであり、その原本は存在しない。

なお、平成〇年〇月〇日付けで異議申立人が行った個人情報開示請求に対し、同年〇月〇日付けで個人情報部分開示決定を通知し、同月〇日に開示した際に、〇〇〇に存在する「申請却下通知書」の決裁及び割印をした通知文書の写しを開示している。

④ 前記③の平成〇年〇月〇日付けで異議申立人が行った個人情報開示請求（「〇〇〇担当〇〇〇に〇〇〇（故人）が保護申請を行なった際に行った相談内容を記録したもの等、生活保護受給申請を受けて作成されたすべての書類」）に対し、〇〇〇においては、「〇〇〇（故人）が平成〇年〇月〇日付けで〇〇〇あてに行なった生活保護申請から平成〇年〇月〇日付け却下処分に至る一連の関係書類」を全て開示している。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求個人情報1から3について、不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求個人情報1について

当審査会が、口頭理由説明の聴取の際、実施機関に対して説明を求めたところ、生活保護申請時に提出を必要とする書類は、生活保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書等であり、本件請求個人情報1のような提出を必要としない書類等を持参された場合については受け取らないように指導しており、参考となる書類等については必要部分を写しとって返却することが一般的であるとのことである。

異議申立人は、本件請求個人情報1が提出された根拠として〇〇〇の遺書を挙げているが、それ以外に提出したとする証拠は見当たらないこと、また、当審査会において、当該生活保護申請から却下処分に至る一連の書類を見分したところ、本件請求個人情報1を受け取ったとされる記録等の形跡も見受けられなかったことから、本件請求個人情報1を〇〇〇において取得していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 本件請求個人情報2について

異議申立人は、〇〇〇での面談の際に説明を受けたと主張するが、今回の生活保護申請については、生活保護法等関係法令に基づき、保護の要件を満たさなかったため却下の決定がなされたものであり、却下の手続においては、申請人に署名、捺印を求めるような書類はなく、本件請求個人情報2について存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 本件請求個人情報3について

本件請求個人情報3については、〇〇〇が行った生活保護の申請から却下に至る経緯を考慮すると、却下の決定後に発送される申請却下通知書であると特定することが妥当である。

当審査会が、口頭理由説明の聴取の際、実施機関に対して説明を求めたところ、生活保護申請の決定に関する通知については、通常、普通郵便で発送しており、今回の申請却下通知書についても普通郵便で発送したものであって、実施機関において管理する「郵便切手・葉書受払発送簿」を確認しても同じ日付で発送した複数の普通郵便をまとめて整理しているため、本件請求個人情報3のみを特定して追跡することはできなかつたとのことである。

しかし、当審査会において、申請却下通知書に係る立案文書を確認したところ、申請却下通知書案に割印もされていることから、文書は明らかに作成された上で、発送したことに相違ないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(4) 実施機関においては、念のため、異議申立人が主張する本件請求個人情報1から3の文書が存在しないか〇〇〇の文書保管場所、事務机等を探索したが、その存在は確認できなかったとのことである。

以上のことから、本件請求個人情報1から3につき、これらを不存在として実施機関が行った本件決定は妥当であると判断する。

## 2 異議申立人のその他の主張について

その他、異議申立人は、実施機関の対応についても主張するが、当審査会は、実施機関が行った保有個人情報の開示等の決定につき、その妥当性を審議する機関であり、当該事項について判断する立場にない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年 6月23日	諮 問
7月23日	実施機関からの理由説明書を受理
8月17日	異議申立人から意見書提出
9月 1日	審 議 (第75回審査会)
10月 2日	異議申立人から意見陳述書提出
10月 5日	異議申立人からの口頭意見陳述, 審議 (第76回審査会)
11月11日	実施機関からの口頭理由説明, 審議 (第77回審査会)
12月17日	審 議 (第78回審査会)